五　銀行法第十条第二項に規定する業務（同項第九号に掲げる業務のうち特定の施設内の一定の場所に職員を派遣して行うものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合（次号に該当する場合を除く。） ［五の二～二十七　略］ ［2～7　略］	五　銀行法第十条第二項に規定する業務（銀行法施行規則第三十五条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合（次号に該当する場合を除く。） ［五の二～二十七　同上］ ［2～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和六年五月十八日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第十二号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条第一項第六号及び第二項、同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項、第三項及び第四項並びに労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十七の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定款の変更等の認可を要しない場合）	（定款の変更等の認可を要しない場合）
第十三条　法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第十三条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合	二　［同上］
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
ハ　従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（第百五十四条を除き、以下「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更	ハ　従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号並びに第八十三条第一項第五号及び第八号の二において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更
［三・四　略］	［三・四　同上］
（届出事項）	（届出事項）
第八十三条　法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第八十三条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　第十三条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イ若しくはロに掲げる事項に係る定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合	四　第十三条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イ若しくはロに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合
五　第十三条第二号ハに掲げる事項に係る定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）	五　第十三条第二号ハに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）
イ　従たる事務所（銀行法第十五条第一項に規定する休日又は第百十一条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合	［号の細分を加える。］
ロ　［略］	イ　［同上］
ハ　ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合	ロ　イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合
ニ　出張所（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合	ハ　出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合